

— 被災地からの発信 —

災害時における子どもの権利をどう守るか

東日本大震災における行政・NGO・NPO 等の連携事例と 「子どもの権利条例」



宮城県子ども支援会議とは

東日本大震災後、NGO が学校への支援を申し出た際に、宮城県義務教育課が調整の為に設置した会議。その後、子育て支援課や生涯学習課、地元 NPO など加わり、現在毎月 1 回県庁内で会議をおこなっている。2015 年 3 月に仙台市で行われた「国連防災世界会議」では、パブリックフォーラムを実施した。



日時 2015 年 11 月 22 日（日） 11:20～12:50

場所 石巻専修大学（部屋については、当日の会場案内掲示・受付でご確認ください。）

アクセス：JR 石巻駅前より宮城交通バス石巻専修大学行で 15 分程度、タクシーで 10 分程度

第 1 部 基調報告「宮城県子ども支援会議」の成り立ちと実践

東日本大震災時におきた子どもへの権利侵害の実態を受けて、行政・NGO・NPO が連携して実践したことをお話しします。

第 2 部 シンポジウム

震災を経て制定された「みやぎ子ども・子育て県民条例」と子どもの権利

シンポジスト

宮城県議会子どもの環境調査特別委員会 副委員長 天下みゆきさん

仙台市子育てふれあいプラザ泉中央 館長 出雲洋一さん

特定非営利活動法人 TEDIC 代表理事 門馬優さん

コーディネーター

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事 小林純子さん

石巻市は 2009 年 3 月に「子どもの権利に関する条例」「いしのまき子どもの権利条例」を制定しました。この条例は、東日本大震災に生かされたのでしょうか。また、宮城県議会子どもの環境調査特別委員会が中心となって条例の検討がすすめられ、2015 年 10 月に「みやぎ子ども・子育て県民条例」が制定されました。

参考人聴取、子どもの意見を聴く会、意見交換会、子どもの意見も多く集まったパブリックコメント等を経て制定された条例はどのようなものなのか、今後この条例をどう生かしていくのか、宮城県議会議員の天下さん、仙台市で中高生の居場所となっている「のびすく泉中央」館長の出雲さん、石巻市で子ども若者支援をしている TEDIC の門馬さんをシンポジストとして話し合います。

参加費 おとな 2000 円 ※参加費 2000 円をお支払いいただいた方は、11 月 21・22 日に開催される「子どもの権利条約フォーラム 2015 in 石巻」のすべての企画に参加できます。詳しくは、HP をご覧ください。

<https://cricishinomaki.amebaownd.com>

【お問い合わせ】「子どもの権利条約フォーラム 2015 in 石巻」事務局

TEL：050-3635-3226

E-mail：cric.ishinomaki.2015@gmail.com

